

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

戸田ビルパートナーズ株式会社

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	8,140,002	流 動 負 債	3,378,391
現金及び預金	331,141	支払手形	23,287
電子記録債権	65,208	電子記録債務	242,720
未収入金	4,007,336	短期借入金	765,000
未成工事支出金	74,920	未払金	1,200,908
販売用不動産	1,393,399	未成工事受入金	375,577
貯蔵品	2,748	前受収益	46,670
関連会社貸付金	2,182,031	完成工事補償引当金	1,693
前払費用	62,007	工事損失引当引当金	1,913
その他の流動資産	26,843	預り金	73,091
貸倒引当金	▲ 5,633	保険料預り金	140,061
		賞与引当金	186,586
		未払法人税等	251,990
固 定 資 産	6,454,484	未払消費税	68,889
有形固定資産	5,587,104	固 定 負 債	1,073,021
建物・構築物	1,244,171	退職給付引当金	266,748
工具器具・備品	9,782	役員退職慰労引当金	11,825
土地	4,333,150	不動産賃貸保証金	749,546
		資産除去債務	44,902
		負債合計	4,451,413
		純 資 産 の 部	
無形固定資産	41,810	株 主 資 本	10,113,348
ソフトウェア	41,810	資本金	100,000
その他の無形固定資産	0	資本剰余金	115,381
		その他資本剰余金	115,381
投資その他の資産	825,569	利益剰余金	9,897,967
投資有価証券	61,691	利益準備金	25,000
出資金	20,050	その他利益剰余金	9,872,967
長期保証金	560,612	別途積立金	9,130,000
繰延税金資産	168,107	繰越利益剰余金	742,967
その他の資産	15,108	評価・換算差額等	29,725
		その他有価証券評価差額金	29,725
資 産 合 計	14,594,486	純 資 産 合 計	10,143,073
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,594,486

(注1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(注2) 当期純利益 722,442千円

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

① 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定している)

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産	個別法による原価法
未成工事支出金	個別法による原価法
不動産事業支出金	個別法による原価法
貯蔵品	個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用している。

平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

また平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更している。

なお、この変更による影響額は軽微である。

(2) 無形固定資産 定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上している。

(3) 退職給付引当金

従業員については自己都合退職による期末要支給額を役員については内規に基づく期末要支給額を計上している。

(4) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上している。

(5) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、未引渡工事のうち当会計年度末において損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について損失見込額を計上している。

4. 収益の計上基準

完成工事高の計上基準は、「収益認識会計基準」によっている。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

(1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。